

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・ 処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」が算出可能に ～全保協ホームページ「公定価格試算表示システム」に昨日を追加…………… 1
- ・ 平成 28 年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を提出…………… 2
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤルが利用しやすくなりました…………… 3
- ・ 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について… 3

◆処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」が算出可能に～全保協ホームページ「公定価格試算表示システム」に機能を追加◆

全保協では、子ども・子育て支援新制度における「平成 27 年度公定価格」に対応した給付（収入）額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

この度、処遇改善等加算に占める「賃金改善要件分」に基づく『加算見込額*』を、全体の給付とは別に表示する機能を追加いたしました。

処遇改善等加算については、全保協ニュースNo.15-02（27年4月7日）で既報のとおり、平成 27 年 3 月 31 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」で、下記取扱いが示されています。

〔加算の要件〕

- ・ 賃金改善の具体的内容を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して周知すること
- ・ 加算実績額と賃金改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること
- ・ 年度終了後すみやかに、「賃金改善実績報告書」を提出すること」 等

今般の機能追加により、上記、「賃金改善計画書」に記載が求められる、『加算見込額』を算出することができます。

現場の処遇改善がはかれるよう、速やかな申請手続き等に向けて本システムをご活用ください。

*加算見込額…処遇改善等加算（基礎分・賃金改善要件分）のうち、賃金改善要件分の加算見込額（年額）。

(算式)

「当該年度における各月初日の利用子ども数（広域利用子ども数を含む。）の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「処遇改善等加算の単価の合計額」×「賃金改善要件分に係る加算率（％）×100」×「12月（賃金改善実施機関が12月に満たないときは、支援法による確認を受けたときから直近の3月までの月数）」（年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て）

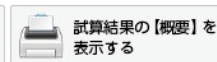
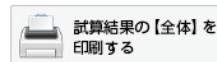
【公定価格試算表示システム 一処遇改善等加算 入力画面】

●加算率	基礎分 11 % (0~12)	加算率は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて、次の「加算率区分表」の基礎分・賃金改善要件分をそれぞれ選択してください。選択した加算率に基づき、試算結果画面で「加算見込額」を表示します。 ※加算率区分表はこちら ※ただし、平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた施設に限っては、次の「保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表」の(1)平成26年度の平均勤続年数に該当する場合は、(2)の平均勤続年数に対応する(3)賃金改善要件分の値とします。 ※保育所における経過措置に係る賃金改善要件分率適用表 なお、加算に係る要件の詳細は、以下の資料「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」を参照のうえ、各市町村での認定の取扱いをご確認ください。 ※施設型給付費等に係る処遇改善等加算についてはこちら
	賃金改善要件分 3 % (0~4)	

【公定価格試算表示システム 一算定額 表示画面】

算定額

下記が、入力・選択いただいた内容に基づく保育所(保育認定2・3号)【中心園(本園)】の公定価格試算結果となります。



公定価格試算結果(保育所(保育認定2・3号)【中心園(本園)】)

4月～2月の月額 9,152,700 ×11ヶ月 + 3月の月額 9,518,400 = 年間見込額 110,198,100 円

●「加算見込額」... 処遇改善等加算(基礎分・賃金改善要件分)のうち、賃金改善要件分の加算見込額(年額)。
※「加算見込額」は、処遇改善等加算の認定申請に係る「賃金改善計画書」に記載が求められています。

2,536,800 円

公定価格年間見込額のうち、処遇改善等加算の賃金改善要件分の額が表示されます。

◆平成28年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を提出◆

全社協政策委員会(全保協は構成団体)が、平成28年度税制、社会福祉制度・予算に関する要望書を6月11日に厚生労働大臣に提出しました。本要望書(別添要望書参照)は、6月4日に全保協が手交した要望書(全保協ニュースNo.15-09で既報)の内容を反映したものとなっています。

要望書は、全社協政策委員会井手之上優委員長から鈴木俊彦社会・援護局長に対して手渡し、主要事項を説明したのちに意見交換を行いました。

鈴木俊彦社会・援護局長は、政府の予算全体が非常に厳しい状況にあり、経済財政

諮問会議や自民党に設置された財政再建に関する特命委員会等の議論を注視していく必要があること、財政再建のためには予算の効率化が必要であり、大幅な削減が見込まれること、社会保障と地方財政のあり方が重要になるとの旨の課題を提起されました。さらに消費税10%となる平成29年以降の制度・施策を決めていくのが平成27・28年度であり、1年1年が厳しい議論になるだろう、と発言されました。

なお、本要望書は6月17日に内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）へも提出されています。

◆児童相談所全国共通ダイヤルが利用しやすくなりました◆

児童虐待防止対策を念頭に、現在 10 桁の児童相談所全国共通ダイヤルが、子どもたちや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするため、平成 27 年 7 月 1 日（水）より覚えやすい 3 桁番号（「189」番（いちはやく））になりました。



児童相談所全国共通ダイヤルとは…

- 「虐待かも」と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 『児童相談所全国共通ダイヤル』にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

◆「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」の改正について◆

循環式浴槽をはじめとする公衆浴場等の施設設備における具体的な管理方法が厚生労働省健康局生活衛生課長通知「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」にて示されていますが、今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、改正が図られました。

なお、「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日 健衛発第0528003号）に基づく遊泳用プールについて、気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備等の循環式浴槽と同様の設備が設けられている保育所等においては、当該設備の管理が本マニュアルに準じて行われることとなりますので、ご確認ください。

マニュアルは以下よりご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000085122.pdf>